保護者の皆様へ

学校管理下とは、授業中・課外活動中・休憩時間中・通常の経路及び方法による通学中など

こどもが学校管理下でケガをした時は…

独立行政法人日本スポーツ振興センター**災害共済給付制度**を利用してください。

※健康保険が適用される受診が対象です。

1割の見舞金が受け取れます！

この制度を利用すると…

医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割が加算され、4割の給付を受け取ることができます。そのため、子ども医療費受給者証などが使用できませんので病院や薬局で3割の医療費をお支払いください。

すぐに学校へ相談し、申請に必要な医療費の証明の用紙をもらってください。用紙を持参しても医療機関ですぐに書いていただけない場合がありますのでご了承ください。

【学校管理下のケガで医療機関等を受診】

※必ず「学校管理下のケガである」ことを医療機関や薬局の窓口で伝えてください。
子ども医療費受給者証・ひとり親家庭医療費受給者証・心身障害児（者）医療費受給者証は使用できないためマイナ保険証または資格確認書のみを提示し、医療費3割を病院の窓口で支払います。

初診から治癒までの医療機関等（薬局含む）で支払ったすべての医療費の自己負担額（保険診療分）の合計金額が・・・

1,500 円以上であった（保険診療点数 500 点以上）

日本スポーツ振興センター災害共済給付の申請対象です。

学校を通じて、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請を行います。

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当した。

はい

災害共済給付金が支払われます。

医療費等で支払った自己負担額（3 割）に 1 割加算され、4 割が給付されます。

いいえ

1,500 円未満だった（保険診療点数 500 点未満）

日本スポーツ振興センター災害共済給付の申請対象ではありません。

紀の川市子ども医療費助成制度等の助成対象となります。支払った自己負担額（3割）は全額助成します。（領収書が必要です。請求には期限があります。）

●還付請求のお問い合わせは

紀の川市国保年金課　0736-77-2511（代）

日本スポーツ振興センター発行の「災害共済給付請求ガイドブック」はこちら

災害共済給付制度を利用するメリットは？

・医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割が加算され、4割の給付を受け取ることができます。
・同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。
（ただし、医療費の月分ごとに、2年の間に請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。）
・当該負傷等が原因で、後遺症障害が残った場合、その程度により見舞金が支払われます。

【問い合わせ先】

●日本スポーツ振興センター災害共済給に関すること
学校　又は　紀の川市教育委員会 0736-77-2511（代）

●子ども医療費助成制度等に関すること
紀の川市国保年金課　0736-77-2511（代）